

# 国際的に脅威となる感染症対策の強化の ための国際連携等に関する基本戦略

令和5年4月7日

国際的に脅威となる感染症対策の強化のための

国際連携等関係閣僚会議

## 目次

<b>I. はじめに</b> .....	2
<b>II. 基本的な考え方</b> .....	3
1. 基本戦略策定の背景と目的	
2. 我が国にとっての課題と基本的な方向性	
<b>III. 基本戦略の位置づけ</b> .....	7
<b>IV. 施策群別の施策</b> .....	8
1. グローバルヘルス・アーキテクチャーの構築を通じた PPR の強化、UHC 推進への貢献等	
2. 感染症等対応人材の充実、人的支援による国際貢献等	
3. 感染症に関する検査、情報収集・分析、研究等の推進	
4. ワンヘルス・アプローチの推進	
5. 薬剤耐性 (AMR) 対策の推進	

## I. はじめに

2012(平成 24)年以降アラビア半島等で発生している中東呼吸器症候群(MERS)や2014(平成 26)年に西アフリカで感染が拡大したエボラ出血熱などの事案等を通じて得られた様々な教訓や、国際社会の動向も踏まえ、2015(平成 27)年9月、「国際的に脅威となる感染症対策閣僚会議」(以下「閣僚会議」という。)において「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を決定し、2016(平成 28)年2月には、閣僚会議において「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)を取りまとめ、国際的に脅威となる感染症対策の推進を図ってきた。

また、薬剤耐性(AMR)<sup>1</sup>微生物の世界的拡大について、2015(平成 27)年5月の世界保健機関(WHO)総会において、世界行動計画が採択されるなど、薬剤耐性(AMR)対策の一層の強化が求められる中、2016(平成 28)年4月には、閣僚会議において「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2016-2020)」(以下「アクションプラン」という。)を取りまとめ、取組を推進してきた。

基本計画及びアクションプランは、当初、2020(令和2)年までの計画期間とされていたが、同年に新型コロナウイルス感染症の感染拡大があったこと等から、計画期間を2022(令和4)年まで延長した。今般、我が国を含む世界各国においてウイズコロナの取組が進み、2023(令和5)年には我が国が議長国となるG7サミットが開催されることも踏まえ、基本方針と基本計画とを一本化し改定することにより、基本戦略を取りまとめることとする。

---

<sup>1</sup> AMR : Antimicrobial resistance

## Ⅱ. 基本的な考え方

### 1. 基本戦略策定の背景と目的

地球規模での森林開発や気候変動等により動物等を媒介とする感染症のリスクが増大し、また、グローバル化の進展等により、人獣共通感染症も含め様々な新興・再興感染症が国境を越えて国際社会全体に拡大する事態が発生している。

WHO の国際保健規則 (IHR)<sup>2</sup> に基づき、疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態や緊急に国際的対策の調整が必要な事態にあたっては、WHO 事務局長は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC)<sup>3</sup>」を宣言できることとされており、過去には、2009 (平成 21) 年 4 月に H1N1 新型インフルエンザの国際的感染拡大、2014 (平成 26) 年 8 月にエボラ出血熱の西アフリカにおける感染拡大、近年では 2020 (令和 2) 年 1 月に新型コロナウイルス感染症の国際的な感染拡大等について PHEIC が宣言されている。

感染症対策については、各国が積極的に貢献し、国際社会の一員としての役割を果たすことが、国境を越えて拡大する感染症に立ち向かう国際社会の利益となるのみならず、自国における感染症との戦いを有利にするものである。

基本戦略においては、我が国が先進諸国と連携を図り、また、開発途上国への国際協力等を通じて国際社会へ貢献するための施策を盛り込んでいる。これらの施策は、国内対策との連携を図りながら関係省庁が一体的に取り組むことで、我が国の感染症対応の強化にもつながる。

また、基本戦略は、グローバルヘルスへの貢献が人々の健康、外交、経済、安全保障の観点から重要であるとの視座のもとに関係施策を取りまとめた「グローバルヘルス戦略<sup>4</sup>」、ワクチンを国内で開発・生産できる力を持つために長期継続的に取り組む国家戦略である「ワクチン開発・生産体制強化戦略<sup>5</sup>」、新型インフルエンザ等の発生に備えて国が実施する感染対策等の措置を定めた「新型インフルエンザ等政府行動計画<sup>6</sup>」、アジア・アフリカにおける UHC 達成への貢献を視野に入れた「アジア健康構想に向けた基本方針」、「アフリカ健康構想に向けた基本方針」等の関係する政府方針等とも相互に連携を図り、これらが一体的に推進されることにより、我が国における総合的な感染症対策の推進が図られるものである。

<sup>2</sup> IHR : International Health Regulations

<sup>3</sup> PHEIC : Public Health Emergency of International Concern

<sup>4</sup> グローバルヘルス戦略(令和 4 年 5 月 24 日健康・医療戦略推進本部決定) : [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryousenryaku/r040524global\\_health.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryousenryaku/r040524global_health.pdf)

<sup>5</sup> ワクチン開発・生産体制強化戦略 (令和 3 年 6 月 1 日閣議決定)

<sup>6</sup> 新型インフルエンザ等政府行動計画 (平成 25 年 6 月 7 日閣議決定)

## 2. 我が国にとっての課題と基本的な方向性

### (1) グローバルヘルス・アーキテクチャー<sup>7</sup>の構築を通じた PPR<sup>8</sup>の強化、UHC<sup>9</sup>推進への貢献等

これまで発生した感染症の国際的な拡大から、国際協力については、人道的支援の観点のみならず、流行国から自国への波及を防止するとともに、国際社会の安全に対する脅威に対処する観点から、国際社会による感染症の発生早期からの感染封じ込めのための迅速な現地対応及び現地対策を行う国、国際機関、NGO 間の連携といったグローバルヘルス・ガバナンス<sup>10</sup>に係る体制の整備が重要であると認識されてきた。

また、公衆衛生危機に対しては、平時からの予防・備え・対応(PPR)の強化と、より強靱、公平かつ持続可能な UHC の実現が重要である。特にUHCについては、我が国においても提唱してきた「人間の安全保障<sup>11</sup>」の考え方にも資するものである。

これらの実現のためには、関係国際機関・官民連携基金への拠出や各国財務・保健当局の連携の強化を通じた持続可能な保健システムの構築を含むグローバルヘルス・アーキテクチャーの構築が不可欠であり、グローバルヘルス戦略に基づき、各国政府や国際機関、民間企業、市民社会等を含めた多様なステークホルダーと相互に連携をしつつ我が国が貢献していくことが重要である。

我が国における結核患者数は減少傾向にあり、人口十万人対り患率(以下「り患率」という。)は、2021(令和3)年には 9.2 となり、世界保健機関の定義するり患率 10 以下の低まん延国となった。しかしながら、2021(令和3)年の結核患者数は 11,519 人となっており、依然として結核が我が国における最大の慢性感染症であることには変わりはない。またアフリカやアジア地域においては、不十分な結核治療等に起因する多剤耐性結核の増加等により、現在もなお結核対策は政策上、最も重要な課題の一つである

また、新型コロナウイルス感染症への対応において、我が国は、WHOを始めとする国際機関、世界銀行・アジア開発銀行等を通じた取組を行うとともに、ACT アクセラレータ(以下「ACT-A」という。)<sup>12</sup>や COVAX ファシリティ(以下「COVAX」という。)<sup>13</sup>の設立や、財政支援・資金動員等に貢献したほか、ワクチンの現物供与やコール

7 グローバルヘルス・アーキテクチャー：世界的な保健医療問題に取り組む仕組み、組織などの在り方

8 PPR：Prevention, Preparedness, Response (予防・備え・対応)

9 UHC：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (Universal Health Coverage) 全ての人が、効果的で良質な保健医療サービスを、負担可能な費用で受けられること。

10 グローバルヘルス・ガバナンス：今後の感染症危機への対応のために必要とされる各組織の有機的な連携の在り方

11 人間の安全保障：人間一人一人に着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方

12 新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬・診断の開発・生産・公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組み

13 新型コロナウイルスワクチンへの途上国を含めた公平なアクセスの確保のため、Gavi ワクチンアライアンス主導の下、立ち上げられた資金調達及び供給調整メカニズム

ド・チェーン整備などのデリバリーに関する「ラスト・ワン・マイル支援」や新型コロナウイルス感染症の流行が急性期を過ぎた後を見据え、開発途上国の経済社会の活性化と人的往来の再開に必要なニーズに対応するための支援等を行ってきており、引き続きこのような国際協力が必要である。

さらに、教育、水・衛生、貿易等の関連する分野との分野横断的なアプローチにも配慮しながら、これらを通じて、国際社会の責任ある一員である我が国として、国際的に脅威となる感染症対策に積極的な貢献をし、国際的に我が国が主導的役割を果たすことを目指すものとする。

## (2) 国際協力も含めて感染症対策を担う人材育成、人的支援

感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染対策の現場において活躍できる人材を育成、確保することは極めて重要である。

これまでの海外での感染症の感染拡大に際しては、我が国としても資金面での協力に加え、医療従事者等を派遣し、国際協力など、人材育成に係る取組を進めてきたが、こうした対応の重要性に鑑み、人材の育成を更に強化し、国内の感染症対策や国際協力における感染症対策を担うことのできる人材を中長期的にも確保していくことが必要である。

## (3) 感染症の検査、情報収集・分析、研究体制

2014(平成 26)年以降のエボラ出血熱の感染拡大を契機に、先進諸国においてはエボラ出血熱等の危険性の高い病原体(一種病原体等)の検査・研究体制が整備されてきた。我が国においても、エボラ出血熱などの重篤な症状を引き起こす感染症に係る病原体等について、検査、情報収集・分析、研究体制を強化することが必要である。

具体的には、エボラ出血熱等の一類感染症の発生に備え、初期段階から必要な検査が円滑に確保されるよう、公的部門の体制整備や検査機関との協力体制の構築など、検査体制等の強化が求められる。

また、国立感染症研究所における海外の感染症の情報収集・分析の強化のための情報の一元化が必要となる。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対応したワクチンや治療薬の開発において、我が国が海外に後れを取ったことを踏まえれば、平時から、長崎大学におけるBSL4施設<sup>14</sup>の整備を始め、研究体制の整備や人材育成などにより、感染症研究の着実な推進を図る必要がある。

<sup>14</sup> BSL4 施設： Bio Safety Level 4 施設。ウイルスなどの病原体を取り扱う施設のうち、最も危険性の高い病原体を対象とする高度封じ込め施設

#### (4) ワンヘルス・アプローチの推進

ヒトの健康を守るためには、単にヒトの病気等に着目するだけではなく、ヒト、動物、環境の分野横断的な取組が必要との考え方が「ワンヘルス」として提唱されている。

過去の G7サミット等においても、各国がワンヘルス・アプローチ<sup>15</sup>の強化と抗微生物剤を始めとする新薬等の研究開発に取り組むこと等が確認されている。

我が国においても、これまで、関係機関間での連携や、人獣共通感染症に関する国内外の情報収集等を行ってきたが、今般、新型コロナウイルス感染症の経験からは、人獣共通感染症への対策等の重要性が改めて認識されたところであり、国際的な対策等についての能力強化を含め、ワンヘルスについて関係省庁が一体的になって取り組みながら、一層の対策強化を図る必要がある。

#### (5) 薬剤耐性(AMR)対策の推進

薬剤耐性(AMR)は、世界的に深刻な健康上の脅威として取り上げられ、先進7カ国(G7)の保健分野における取り組むべき優先事項の1つとして認識されているほか、WHOは、AMR対策を重要な政策アジェンダに取り上げている。

我が国においても、AMRに係る国内対策及び国際協力を促進・強化するため、2016(平成28)年に策定したアクションプランに基づき、AMR対策について政府一体となった取組を進めてきており、我が国はG7の一員としても、引き続き、国内での対策はもとより、世界における薬剤耐性(AMR)対策を主導していく必要がある。

---

<sup>15</sup> 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

### Ⅲ. 基本戦略の位置づけ

感染症対策については、Ⅱで示した基本的な考え方や方向性に基づきながら、政府及び保健医療機関を始めとする民間の関係団体・企業等も含めて、総合的に取り組んでいくことが重要であり、このような観点から、基本戦略においては、今後5年間で我が国が主に取り組むべき施策について、5つの施策群ごとにⅣに具体的施策の内容等を示す(下表)。

感染症対策は、常に国内外の最新の情勢を踏まえつつ、継続的に取り組まなければならないことから、対応の進捗を定期的に把握し、Ⅳに掲載している施策については、毎年度、進捗状況のフォローアップを行うとともに、必要に応じて、2023(令和5)年に開催される G7サミット等における議論等の国際的な動向を踏まえた本戦略の見直しを行う。

#### <5つの施策群ごとの施策の柱立て>

施策群	施策
1. グローバルヘルス・アーキテクチャーの構築を通じた PPR の強化、UHC 推進への貢献等	(1) グローバルヘルス・アーキテクチャー構築への貢献 (2) UHC の取組の推進 (3) 国際機関や官民連携基金等を通じた取組 (4) 二国間協力などの推進・活用
2. 感染症等対応人材の充実、人的支援による国際貢献等	(1) 感染症等対応人材の育成・キャリアパス支援 (2) 国際緊急援助隊・感染症対策チームの取組等の推進 (3) WHO 等国際機関との連携 (4) 自衛隊における感染症対応能力向上のための体制の整備 (5) 在外邦人の安全確保
3. 感染症に関する検査、情報収集・分析、研究等の推進	(1) 感染症に対する検査体制等の強化 (2) 感染症に関する情報収集・分析、研究体制の強化
4. ワンヘルス・アプローチの推進	(1) 輸入動物を介した感染症の侵入防止対策 (2) 渡り鳥等の越境等により国内発生する可能性のある感染症への早期対応等 (3) ワンヘルス・アプローチに関する研究の推進 (4) ワンヘルス・アプローチに関する協力体制構築に向けた取組
5. 薬剤耐性 (AMR) 対策の推進	薬剤耐性 (AMR) 対策の推進



#### IV. 施策群別の施策

##### 1. グローバルヘルス・アーキテクチャーの構築を通じた PPR の強化、UHC 推進への貢献等

###### (1) グローバルヘルス・アーキテクチャー構築への貢献

###### ① PPR 強化のための国際的な議論への参画

○ 新型コロナウイルス感染症関連の ACT-A(COVAX を含む。)等の国際協調の枠組みの利点や教訓を踏まえつつ、WHO の枠組みや米国主導の新型コロナ・グローバル行動計画、G7や G20 等での議論を念頭に、新たな資金メカニズム(パンデミック基金)<sup>16</sup>や財務・保健連携を含む関連する新たなプラットフォームなどのグローバルヘルス・アーキテクチャー強化の動きに適切に対応する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】

###### ② パンデミックに関する国際的規範設定への貢献

○ 現行のIHR(2005年)では、早期警報と行動、迅速な通報と情報共有、実施と遵守、迅速な評価と対応、PHEIC の意思決定プロセス等の課題があげられている。課題解決のため、2022(令和4)年の第75回 WHO 総会で設置が決定した IHR 部分改正を行う加盟国作業部会において2024(令和6)年5月の第77回 WHO 総会において改正案の採択がなされるよう、我が国としても積極的に議論に参加していく。

WHO では、2022(令和4)年にパンデミックの予防、備え、対応に関する国際文書を策定するための政府間交渉会議が設置され、現在新たな法的文書の作成が進められている。2024(令和6)年5月の第77回 WHO 総会での成果物の提出に向け、当該文書に含めるべき要素について加盟国間で交渉が開始されており、日本は副議長国としても貢献していく。あわせて、2022(令和4)年の執行理事会で新たに設置が決まった健康危機への対応と準備に関する常設委員会にも積極的に関与していく。

IHR 部分改正と履行強化、パンデミックに関する新たな法的文書の策定、WHO の健康危機プログラムの向上を通じて、世界の感染症対策の強化や WHO 改革を支援する。【外務省、厚生労働省】

○ 感染症危機の発生時に迅速な対応や感染症に関するインテリジェンス強化のため、海外における感染症インテリジェンスの収集や分析等に関する研修を国立感染症研究所と連携して国立研究開発法人国立国際医療研究センターにおいて、平時から実施していき、海外における専門情報収集能力を確保するとともに、海外のインテリジェンス収集や感染症研究の拠点の在り方に関して検討し、結論を

<sup>16</sup> 設立時点の名称は “ Financial Intermediary Fund for Pandemic Prevention Preparedness-and Response (PPR FIF)”

得て順次実施する。また、国内外の感染症インテリジェンス機能の集約体制強化に関する研究を実施する。【文部科学省、厚生労働省】

## (2) UHC の取組の推進

○ UHC については、感染症への対応も含め、全ての人が効果的で良質な医療サービスを負担可能な費用で受けられるようにするというものであり、人間一人一人に着目し、広範かつ深刻な脅威から人々を守るという人間の安全保障の考え方にも資するものである。我が国においては引き続き、アジアを含め、世界における UHC 達成に向けた国際的な議論を主導するほか、WHO における取組も活用することで有機的な国際的なネットワークを形成し、現場のニーズに対応できる国際保健人材の育成や、医療技術、医薬品等の開発の促進加速化等につなげる。【外務省、厚生労働省】

○ UHC に関する国際会議、G7 や G20 などのフォーラムや、WHO、世界銀行、アジア開発銀行、グローバルファンド<sup>17</sup>、Gavi ワクチンアライアンス<sup>18</sup>、グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)<sup>19</sup>、UHC2030<sup>20</sup>といった国際機関等や二国間支援の取組、これらの有機的な連携を通じて、国、地域、グローバルレベルで、より強靱、公平、持続可能な UHC の達成に向けた取組の効果的かつ確実な実行を促していく。その際、国際的な議論の動向にも適切に対応する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】

○ 国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を創設し、UHC の実現等に向けて、WHO や各国 CDC 等の国際機関・各国公衆衛生当局と連携し、幅広く協力関係を構築する。また、このネットワークを土台に、相手国への医師等の派遣、公衆衛生対応力の向上支援、現地人材の育成などを行う。【厚生労働省】

## (3) 国際機関や官民連携基金等を通じた取組

### ① 国際機関及び官民連携基金に対する適切な拠出等を通じた連携強化等

○ WHO 任意拠出金、世界銀行、グローバルファンド、Gavi ワクチンアライアンス、

<sup>17</sup> グローバルファンド：2000 年の G8 九州・沖縄サミットを契機に、2002 年にエイズ・結核・マラリア対策のための資金支援を行う官民連携パートナーシップとして設立

<sup>18</sup> Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance(Gavi))：開発途上国の予防接種率を向上させることにより子供たちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー(援助国)及び開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

<sup>19</sup> グローバルヘルス技術振興基金：Global Health Innovative Technology Fund(GHIT Fund)。2012(平成24)年11月に外務省、厚生労働省、内資系製薬企業及びゲイツ財団の官民パートナーシップにより設立

<sup>20</sup> UHC2030：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を含むSDGsの目標3(保健)の達成に向けて2016年に発足した、国家・地域・国際機関・市民社会等を含むマルチステークホルダーのプラットフォーム

CEPI(感染症流行対策イノベーション連合)<sup>21</sup>、世界抗結核薬基金(ストップ結核パートナーシップ)<sup>22</sup>、グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ(GARDP)<sup>23</sup> 拠出金、GHIT、UHC2030、ユニットエイド<sup>24</sup>、UNFPA<sup>25</sup>、IPPF<sup>26</sup>等の国際機関や官民連携基金等に対する適切な拠出を通じて連携を強化し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化やより強靱、公平、持続可能な UHC の達成に向けた取組を推進する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】

○ 関係省庁と連携し、他の危機時のファンド(国連 CERF<sup>27</sup>等)との関係の中で、WHO「緊急対応基金」(CFE)<sup>28</sup>や世界銀行「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金」(HEPRTF)<sup>29</sup>、さらに世界銀行が主管する「パンデミック基金」(Pandemic Fund)の役割や戦略も含めた基金運営の在り方について、特にHEPRTFについては最大ドナーとして主導的な立場で、加盟国の議論に積極的に参加する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】

○ 国際通貨基金(IMF)は、大規模な公衆衛生上の危機等発生から2年以内に返済期限を迎える当該加盟国の IMF に対する債務の支払に充てるため、「大規模災害抑制・救済基金」(CCRT)<sup>30</sup>を通じて支援適格国に即時に無償資金を提供しており、我が国として、今後とも、IMF 理事会等で当該基金を活用した今後の公衆衛生上の危機等に備えるための議論に参加する。【財務省】

## ② NTDs、結核、マラリア等に対する GHIT 等研究支援機関を通じた取組

○ GHIT Fund について、我が国の製薬産業の優れた研究開発力をいかして、喫緊の課題となっている顧みられない熱帯病(NTDs)、結核、マラリア等の医薬品研究開発を官民連携で促進及び拡大するため、我が国として支援を引き続き推進し、日本の技術をいかした医薬品等の研究開発支援及び供給準備・供給支援に貢献する。【外務省、厚生労働省】

<sup>21</sup> ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する国際基金

<sup>22</sup> 世界抗結核薬基金 (Global Drug Facility, GDF) : 世界抗結核薬基金は、世界の結核対策のため 2000 年に設立された官民パートナーシップであるストップ結核パートナーシップが運営する事業。多剤耐性結核に対する質の高い治療薬の提供等を通じ、世界の結核対策に貢献している。

<sup>23</sup> グローバル抗菌薬開発パートナーシップ (Global Antibiotic Research and Development Partnership, GARDP) : 薬剤耐性菌感染症に対する新規治療薬の開発に取り組むための官民パートナーシップ

<sup>24</sup> ユニットエイド : 2006 年、仏のイニシアチブのもと、革新的資金調達 (航空連帯税等) を通じた公平な医薬品のアクセス実現を目指し設立された機関 (WHO 関連機関)。エイズ、結核、マラリアなどの医薬品等の研究・開発やアクセス改善等のイノベーションに関し、研究機関や国際機関等の活動を助成することを通じ、質の高い医薬品等が、安価に、迅速に途上国に供給されるよう支援を実施している。

<sup>25</sup> UNFPA : United Nations Population Fund (国際連合人口基金)

<sup>26</sup> IPPF : International Planned Parenthood Federation (国際家族計画連盟)

<sup>27</sup> Central Emergency Response Fund

<sup>28</sup> Contingency Fund for Emergency

<sup>29</sup> Health Emergency Pandemic Response Multi Donor Trust Fund

<sup>30</sup> The Catastrophe Containment and Relief Trust

### ③ NTDs、結核、マラリア等個別の感染症への取組

- WHO の ESPEN(顧みられない熱帯病の征圧のための拡大特別プロジェクト)への拠出を通じて、アフリカ地域における情報共有・交換プラットフォーム、治療拡大、質の高い保健サービス提供能力の構築等を実施し、熱帯病の撲滅を加速させる。【厚生労働省】
  
- 2000(平成12)年の九州・沖縄サミットで我が国が提唱し、2002(平成14)年にエイズ・結核・マラリアの三大感染症対策のための資金支援機関として設立されたグローバルファンドについて、2023(令和5)年から2025(令和7)年までの増資期間(第7次増資期間)で、2024(令和6)年から2026(令和8)年までの期間に開発途上国において三大感染症から2,000万人を救い、同年までに三大感染症による死亡率を2020(令和2)年比64%減少させることが目標とされている。我が国として、これらの期間も引き続き支援を推進し、UHC達成も念頭に、開発途上国における三大感染症の予防・治療・ケアの実現や保健システム強化の促進を遅滞なく進める。【外務省、厚生労働省】
  
- 特に結核については、グローバルファンド、ユニットエイド、ストップ結核パートナーシップ等の官民連携基金における既存のプログラムとの連携を進める。【外務省、厚生労働省】
  
- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)<sup>31</sup>が研究管理を行う「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)<sup>32</sup>及びアフリカにおける顧みられない熱帯病(NTDs)対策のための国際共同研究プログラム)において、現地ニーズに基づき、NTDs、結核、マラリア、ピロリ菌感染症等の予防、診断、創薬、治療法の開発等のための国際共同研究を推進する。【外務省、文部科学省】

### ④ 国際的な取組への貢献

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行下で取り組まれた、ワクチンの公平な確保についての包括的な資金調達・供給調整メカニズムにおける知見、課題、教訓を踏まえ、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みにおける議論に参加する。【外務省、厚生労働省】

<sup>31</sup> 国立研究開発法人日本医療研究開発機構：Japan Agency for Medical Research and Development (AMED)

<sup>32</sup> 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development) については、独立行政法人国際協力機構 (JICA) と連携して実施している。

○ 開発途上国の予防接種率の向上により、子どもたちの命と健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップである Gavi ワクチンアライアンスにおいて、2025(令和7)年までの支援対象疾患の 13 種類から 18 種類への拡大、予防接種の公平性促進のための保健システムの強化、予防接種事業の持続可能性の改善、ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成という4つの目標が掲げられており、これらの達成に向けて支援を推進し、費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的な取組の実施を支援する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国家の経済力に関わらず、安全性、有効性、品質が保証されているワクチンへの公平なアクセスの確保が重要であることが浮き彫りになったことから、引き続き、ワクチンへの公平なアクセスの確保に向け、ワクチン供給支援等の取組を支援していく。【外務省、厚生労働省】

○ 関係省庁と連携し、ユニットエイドの創設した医薬品特許プール(MPP)<sup>33</sup>に対する関与及び途上国への安価な医薬品供給を可能とする枠組みへの積極的な貢献を検討する。同時に、ユニットエイドと MPP を活用した日本企業の国際市場参画を追求する。【外務省、厚生労働省】

○ ワクチンを開発した企業が、投資が回収できる見込みが立つような仕組みを作るため、例えば、新たな感染症の発生時における予防接種に向けた国によるワクチンの買上など国内でのワクチン供給が円滑に進むよう検討するとともに、開発に成功したワクチンについて、WHO の事前認証取得を後押しするなどの必要な対応を行う。また、Gavi ワクチンアライアンスなどの国際的な枠組を通じて世界的に供給することや開発途上国の支援ニーズ等に応じた ODA の活用等の検討を行う。【外務省、厚生労働省】

○ ワンヘルス<sup>34</sup>について WHO、WOAH<sup>35</sup>、FAO<sup>36</sup>等の関係する国際機関による枠組みに沿った取組に貢献する。【厚生労働省、農林水産省】

#### (4) 二国間協力などの推進・活用

##### ① 二国間 ODA の活用による保健システム強化への取組

○ 開発途上国が抱える課題は多様であり、各国の経済状況や前提となる保健シ

<sup>33</sup> MPP (Medicines Patent Pool) 医薬品等の特許の任意ライセンスを促し、医薬品等へのアクセスを促進するメカニズム

<sup>34</sup> One Health : 一つの政策方針の下に、ヒトや動物の衛生、環境の分野を一体的に推進する概念

<sup>35</sup> 国際獣疫事務局 : フランスに本部を置く世界の動物衛生の向上等を目的とした政府間機関

<sup>36</sup> 国際連合食糧農業機関 : イタリアに本部を置く世界経済の発展と人類の飢餓からの解放を目的とした国際機関

システムの状況も様々である中で、相手国の自助努力を支援し、自立的発展に向けた協力を行うことも重要であることから、引き継ぎ、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナー（疾患別の取組を行う国際機関を含む。）や民間との連携の可能性にも留意しつつ、迅速かつ柔軟に運用する。【外務省、財務省】

○ GOARN<sup>37</sup>を通じた専門家を派遣しての直接支援や、「感染症危機管理専門家（IDES<sup>38</sup>）養成プログラム」での海外派遣を通じて人材育成を図るとともに、我が国の知見の積極的な発信を行う。【厚生労働省】

○ 日本政府と世界銀行との保健分野における長年の協力の成果を踏まえ、世界銀行の日本信託基金等を通じて、世界銀行による PPR 強化及び UHC に資する活動への支援を推進する。【財務省】

○ 感染症発生時における支援の必要性に応じ、緊急無償資金協力、緊急援助物資供与、国際機関への資金拠出・物資の供与、専門家の派遣等人的支援を行い、被災国の緊急対応支援、人材育成・医療品供与、保健情報システム構築等を通じて感染症拡大により機能不全に陥った保健システムの回復及びその強靱性を高め、更なる感染症の発生・拡大を防ぐ。【外務省、厚生労働省】

## ② 官民連携による二国間関係の推進等

○ 開発途上国の感染症対策について、国際貢献の更なる推進を図り、日本の医療業界等の新たな市場開拓に資する観点から、開発途上国における感染症を取り巻く保健ニーズ等に関する情報収集を行いつつ、開発途上国に対する治療薬・診断薬・ワクチン及び防護服等の資機材の提供や、資機材の技術的支援を含むデリバリーシステムの在り方、これらの支援に関する現地での関係機関の連携の在り方等について、関係省庁、関係機関・団体等による検討・調整を行い、関係機関によるその円滑な実施を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】

○ 開発途上国における感染症危機時に緊急に開発が必要となった医薬品について、官民が連携し、臨床研究の支援策・供給体制等を迅速に検討の上、その実施を図る。

そのために、平時から海外の感染症関連情報を収集するとともに、予期される

<sup>37</sup> Global Outbreak Alert and Response Network(GOARN) : WHO を中心とした感染症対策の国際的な枠組みであるグローバル感染症警報・対応ネットワーク。感染者等の情報収集、重要情報の発信、発生国における早期対応の技術的支援等を目的として運用されており、我が国では国立感染症研究所が参加している。

<sup>38</sup> IDES : Infectious Disease Emergency Specialist

感染症に対する医薬品の開発等に係る必要な支援を実施する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】

○ 各種感染症対策に係る我が国が有する予防・診断から治療までの一連の製品・技術等について、官民が連携して検討・調整を行いつつ、パッケージ化し、「日本発」の製品の国際展開を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】

○ 感染症に係る国際機関の取組に対して国内の NGO 等が共同して国民や企業に対して広く行うクラウドファンディング等による援助や企業が発行するワクチン債等による支援について、その活性化を促進する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】

### ③ 技術支援等の推進

○ シャーガス、マラリアなどの治療薬の研究開発を推進している国際機関等と協力し、国際的にニーズの高い感染症に有効な化合物の研究開発を支援する。

また、薬剤耐性(AMR)対策において、治療薬の研究開発を推進している国際機関等と連携し、ブースター事業で得られた化合物の共同での開発を支援するとともに、我が国で開発した ASIARS-Net<sup>39</sup>を活用した耐性菌サーベイランスの展開、アジアにおけるワンヘルスサーベイランスの技術支援を推進する。

さらに、発展途上国の支援として、感染症拠点ラボの教育・研究事業を推進する。【内閣府(健)、外務省、厚生労働省】

○ 我が国で開発された感染症治療薬等の円滑な供給を目指し、グローバルヘルス戦略等に基づき、日米欧の規制当局が参加する医薬品規制調和国際会議(ICH)で医薬品の規制調和のためのガイドラインを、技術の進捗に応じ、策定や改訂を行うとともに、PMDA<sup>40</sup>アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおける研修・セミナーの開催等を通じて、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】

○ PMDA アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局のニーズ等に応じた研修・セミナーの開催や、PMDA ウェブサイトにおける英語での情報発信を通じ、我が国の知見及び我が国で開発された感染症治療薬の副作用安全性情報を積極的に情報提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用を支援する。【厚生労働省】

<sup>39</sup> ASIARS-Net : Asian Antimicrobial Resistance Surveillance Network

<sup>40</sup> PMDA : 独立行政法人医薬品医療機器総合機構。2004年に設立された医薬品・医療機器等の審査・安全・救済の業務を行う組織。

## 2. 感染症等対応人材の充実、人的支援による国際貢献等

### (1) 感染症等対応人材の育成・キャリアパス支援

#### ① 感染症等対応人材の育成のための研修の推進

○ 国際緊急援助隊・感染症対策チーム及び厚生労働省等において、国際保健人材の育成・派遣体制の整備に向け、派遣要員登録者に対し、疫学、検査・診断、臨床・感染制御、公衆衛生、ロジスティクス、マネジメント及び国際保健政策等の各分野に関する横断的かつ効果的な研修を提供するため、関係機関(国立研究開発法人国立国際医療研究センター(NCGM)<sup>41</sup>、国立感染症研究所、JICA 等)が研修を計画的に実施し、登録者の一層の増加を目指すとともに、大学における感染症に関する人材育成を推進する。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】

○ その研修や大学における人材育成の一環として、国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース(FETP-J)<sup>42</sup>による海外派遣の実施や AMED が研究管理を行う「新興・再興感染症研究基盤創生事業」の海外研究開発拠点の活用等により、海外における実務研修や研究を行う。また、厚生労働省の「感染症危機管理専門家(IDES)養成プログラム」により、毎年約5名程度を目安に感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等、総合的な知識・能力を持った感染症危機管理の専門家を継続的に育成する。【文部科学省、厚生労働省】

○ 国境を跨いだエボラ出血熱、中東呼吸器症候群(MERS)等の感染拡大、新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生等にみられる国内への重大な輸入感染症侵入リスクの増大を踏まえ、国立感染症研究所においては、より強固で戦略的かつ柔軟な国内外の監視・対応に資する体制を構築する。国立感染症研究所は、自治体や国の様々な機関で疫学調査や公衆衛生対応に貢献する基盤となる人材を育成する役割という側面もあることから、それら「基盤的人材育成」の能力を一層強化する。

早期探知・対応の観点からは、国内外の感染症や病原体の特徴に基づいたインテリジェンス情報の収集能力、疫学的評価、危機管理上の効果的な公衆衛生対応に直結し得る実地疫学研修や事例のリスク評価の訓練を強化する。不明病原体による事例発生が疑われる等の多様な場面においても対応可能な、

<sup>41</sup> National Center for Global Health and Medicine

<sup>42</sup> 実地疫学専門家養成コース：国立感染症研究所において、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するためのコアとなる実地疫学者を養成しその全国ネットワークを確立することを目的として、平成11年に設置されたもの。感染症対策業務に当たる医師・獣医師等や国・都道府県等の感染症対策等地域保健業務に従事する者等を対象に、原則2年間の実務研修を行うものであり、現在第24期までの研修員が受講中であり、その修了生は計92名。



原則的な感染管理技術の習得を継続的に訓練する。【厚生労働省】

② 国際保健人材のキャリアパス支援

○ FETP-Jについては、新興感染症等への効果的な対応、そしてAMRワンヘルス東京会議で唱えられているアジア太平洋地域の対応強化支援の一環として薬剤耐性菌感染症アウトブレイク等の危機時に効果的な対応ができるよう、研修内容の高度化・多様化・オンライン化に関する研究を行い、情報収集・分析能力、応用力、情報発信力により優れた実地疫学専門家を育成する。2027(令和9)年には、受講修了者 157 名を目指す。

また、研修修了後一定年数が経過した修了者に対するリフレッシュ研修の在り方についても検討を行う。【厚生労働省】

○ 国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材(政策・技術人材)について、キャリアパスを支援する観点から、厚生労働省等において、外務省や文部科学省などの関係省庁の協力も得て、派遣先となり得る国際機関や、国内の関係機関のポスト、求められる能力等の情報収集・提供、現状分析を継続的に行うとともに、それらの情報等を活用することにより、当該人材と国内関係機関とのマッチングを図る。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

○ 人的な国際貢献が可能となる体制を築くとともに、国内での感染症危機管理対応力の強化を図るため、IDES 養成プログラムにおいて、感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等を有する感染症危機管理の専門家の育成を継続する。【厚生労働省】

○ 2017(平成 29)年9月国立研究開発法人国立国際医療研究センターに設立されたグローバルヘルス人材戦略センターでは、センターの人材登録・検索システム登録者に対して、希望条件に応じた国際保健分野の空席情報を提供し、希望者に進路相談、書類添削、試験対策等の個別支援を行っている。今後も、国際機関に感染症関連ポストが生じた場合、その情報提供等の就職支援を実施していく。【外務省、厚生労働省】

(2) 国際緊急援助隊・感染症対策チームの取組等の推進

① 派遣体制の整備

○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の一層の整備及び効果的な派遣に向けて、感染症対策チーム支援委員会及び作業部会並びに課題検討会において派遣の在り方、留意事項、中期的な課題、及びチームの活動・運用等の

検討を行い、その改善策の実施に努める。【外務省、厚生労働省】

② 国際緊急援助隊・感染症対策チームの活動支援

○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、JICA による導入研修等において、感染症のケーススタディ等を実施するとともに、チームが派遣される際の携行資機材の導入、保管、維持・管理、見直しを継続的に行う。

また、同チームの適切かつ安全な活動を確保するため、WHO の持つ専門性やネットワークを十分活用し、最新の感染症に関する情報収集・共有・意見交換を行う。【外務省】

○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームが国際緊急援助活動を行うにあたり、民間アセットでは対応が困難であり、他の代替手段によることができない場合は、外務省と防衛省が協議し、当該活動を支援するため、厚生労働省、外務省等関係省庁と連携して、必要な人員又は資機材その他の物資の海外の地域への自衛隊による輸送を実施する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】

○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームへの参加隊員が活動中に感染症に罹患した場合に、同人の健康被害を最小化し、その生命の安全を確保するために、我が国を含む安全な場所への搬送等のサービスを提供する民間企業との間での契約の締結を継続する。【外務省】

(3) WHO 等国際機関との連携

○ 感染症危機の発生時に迅速な対応を行えるよう、WHO を通じた情報収集・共有等を行うほか、WHO における感染症対策事業への支援の推進を通じて、GOARN 等への枠組みへの適時適切な人材の派遣が行えるよう WHO との連携を図る。【厚生労働省】

(4) 自衛隊における感染症対応能力向上のための体制の整備

○ 防衛医科大学校において、国家の緊急事態にも対応し得る感染症対応の専門的知見を有する優れた自衛隊医官・看護官を養成するため、感染症診療体制の強化を通じて多様な症例を確保し、教育研修の充実を図るほか、高度な感染症防護研究や国内外で感染症事案が発生した際の自隊防護、診断、治療等の主導的な役割を担う医官の養成及び自衛隊との連携強化を図る事業の推進を検討する。【防衛省】

(5) 在外邦人の安全確保

○ 外務省において、海外で発生している感染症に関し、当該感染症の発生状況に

応じて海外安全ホームページで感染症危険情報・広域情報・スポット情報を発出し、在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行うほか、専門医による在外邦人向け健康安全講話<sup>43</sup>を実施する。【外務省】

○ 在外公館において、管轄域内で発生している感染症に関し、当局及び関係機関等から情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、ホームページや領事メール等を通じて在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】

○ 外務省及び厚生労働省は在外公館を通じて入手した情報と IHR の枠組みにより入手した情報を相互に緊密に共有・連携し、それぞれ在外邦人の安全対策及び国内における感染症防止対策に活用する。【外務省、厚生労働省】

○ 在外邦人が万一感染した場合に、現地での治療、第三国又は我が国への緊急搬送等の対応に関し、医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案して在外邦人が最善の治療を受けられるように、関係省庁の協力の下、在外公館における支援体制を整備する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】

○ 在外邦人が万が一感染した場合において、医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案した結果、第三国又は我が国への緊急搬送を行うことが最善と判断された場合、民間の関連企業や他国の迅速な協力・支援が得られるように、在外公館を通じて平時より、感染症に対応可能な民間航空会社・危機管理会社や各国の感染症対応に関する情報収集を行い、協力関係の構築に努める。また、チャーター機や他の代替手段がない場合の自衛隊輸送機の活用を検討を含め、あらゆる手段を講じて在外邦人の安全を確保するため、関係省庁の連携及び対応手順等の整備を含めた対策を強化する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】

### 3. 感染症に関する検査、情報収集・分析、研究等の推進

#### (1) 感染症に対する検査体制等の強化

○ 我が国においても、2023(令和5)年の G7サミットや 2025(令和7)年の大阪・関西万博開催等を控え、一類感染症の発生(輸入例、バイオテロ等)のリスクが以前より増加することから、健康危機管理対応の観点より、診断・治療等に係る業務において、より実践的な運用を可能とする BSL4施設の対応機能と基盤の維持に向け必要な取組を実施する。【厚生労働省】

<sup>43</sup> 感染症への不安を抱えながら生活している在外邦人に対し、医学的見地からの正確な知識や予防策等について情報提供を行う。

○ 地方衛生研究所等については、国内において新興・再興感染症が発生した場合等に備え、自治体における平時のうちの体制整備を推進するとともに、国立感染症研究所との連携強化を図ることにより検査体制の充実を図る。【厚生労働省】

○ 国内で感染症が確認され、感染が急速に拡大した場合に検査能力・体制を拡大し、検査需要にも即応できるよう、検査試薬や検査実施機関の確保などに関する仕組みづくりを進める。【厚生労働省】

## (2) 感染症に関する情報収集・分析、研究体制の強化

### ① 海外情報収集・分析能力等の強化

○ 国立健康危機管理研究機構において、国内外の多施設共同治験等のネットワーク構築を推進するなど、予防・医療に係る国際協力に資する調査・研究を行うとともに、国内外で活躍できる人材の養成や資質の向上を図る。【厚生労働省】

○ 国立感染症研究所の情報収集・分析・評価機能を強化するため、WHO 等の国際機関、米国 CDC<sup>44</sup> や他国公衆衛生機関、国内外のメディア等からの必要な情報を一元的に集約・管理するとともに、その評価が可能な人材の育成並びに各種情報サービス等も活用してこれらの情報を迅速かつ的確に分析・評価する体制を整備する。【外務省、厚生労働省】

○ 海外において発生した感染症について、在外公館の医務官の感染症に係る専門的知識の習得を目的に国立感染症研究所主催の研修(FETP-J<sup>45</sup>初期導入研修)にオンライン形式を含め参加し、発生国内の公衆衛生等に関する情報収集を強化する。【外務省、厚生労働省】

### ② BSL4 施設を始めとした研究体制の強化

○ 国内の大学等の研究機関における感染症に係る基礎研究能力の向上及び動物由来感染症も含め危険性の高い病原体等の取扱いに精通した人材の育成・確保等を図るため、病原体解析、動物実験、治療法・ワクチン開発等の研究開発が可能な最新の設備を備え、安全性の確保に最大限配慮した BSL4施設の設置を長崎大学が計画しその建物の建設が完了したところである。安全・安定的な管理運営に向け必要な支援を行う。

また、BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について必要な支援を行うなど、国際的に脅威をもたらす新興・再興感染症に迅速に対応できるよう我が

<sup>44</sup> Centers for Disease Control and Prevention : アメリカ疾病管理予防センター

<sup>45</sup> FETP-J : Field Epidemiology Training Program Japan (実地疫学専門家養成コース)

国における感染症研究機能の強化を図る。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】

- 我が国における BSL4施設については、国立感染症研究所において稼働しているとともに、長崎大学に整備しているところである。両機関の役割分担に関しては、国立感染症研究所は、有事におけるファーストレスポnderとしての役割と機能、特に迅速で精度の高い検査機能及び治療体制の確立を担い、一方、長崎大学は、将来、我が国の特定一種病原体の学術的研究に関して中核を担うことが期待されている。

さらに、国立感染症研究所が長崎大学における BSL4施設の管理・運営の基盤構築に積極的に協力するとともに、両機関の連携を推進していく。【文部科学省、厚生労働省】

- バイオセーフティ・バイオセキュリティの維持強化に関して、現在も、病原体管理の電子化等を含めて、積極的に行われており、バイオセーフティ・バイオセキュリティの統合的なシステムの構築等の検討を行う。【厚生労働省】

- BSL4施設における人材育成について、2022(令和4)年度より、国立感染症研究所において、市及び地域からの承認を受けた特定一種病原体感染症に対する治療体制の構築に係る業務を開始しており、引き続き、感染性病原体、培養細胞、実験動物を用いたオペレーションに習熟した実践的な人材の育成を実施する。【厚生労働省】

- BSL4施設に関する地域とのコミュニケーションについて、国立感染症研究所が推進している研究活動の積極的な公開をモデルとして、BSL4施設のセーフティ・セキュリティの報告や村山庁舎のアウトリーチ活動に加えて、BSL4施設に係る事業成果等を積極的に発信することにより、BSL4施設運営の透明化を図っていく。【厚生労働省】

- 「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」において、BSL4施設の安全な管理運営やこれを中核とした感染症研究拠点の形成に向け、BSL4 施設の整備に係る進捗状況を把握しつつ、必要な支援方策等について、関係者間で検討・調整し、推進する。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】

- 「医療分野研究開発推進計画」(令和3年4月6日一部変更 健康・医療戦略推進本部決定)に基づき、感染症関係の研究開発を、AMED による基礎から実用化まで切れ目ない研究支援の下で着実に推進する。

これにより、科学的根拠に基づく施策の推進を図るとともに、研究成果を治療

薬・診断薬・ワクチンの開発等につなげるほか、AMED が研究管理を行う感染症海外研究開発拠点ネットワークの維持・改善やこれを活用した共同研究等を推進し、多分野領域の連携も含めた大学等研究機関の人材育成を図る。【内閣府（健）、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

○ 「ワクチン開発・生産体制強化戦略」(2021(令和3)年6月1日閣議決定)を踏まえ、2022(令和4)年3月にAMEDに先進的研究開発戦略センター(SCARDA)を設置するとともに、「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」による国産ワクチンの実現に向け、平時から同研究拠点を中心として、出口を見据えた関連研究を強化・推進する。また、SCARDAにおいて重点感染症等に対するワクチン及び新規モダリティに関する研究課題を採択し、戦略的ファンディングを行う等重点感染症に対して、感染症有事にいち早くワクチンを届けるために、平時から長期的・安定的かつ戦略的に研究開発を支援する。【内閣府（健）、文部科学省、経済産業省】

○ 新興・再興感染症に関する治療薬等の研究開発の基盤となる仕組み(新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ(REBIND<sup>46</sup>))に基づき、臨床情報・検体等の充実を図るとともに、研究機関等における利活用を推進する。【厚生労働省】

○ 薬剤耐性菌バンクについて、ヒト(健常人・感染症)由来株、家畜・愛玩動物由来株、環境由来株、食品由来株及びそれらの遺伝情報を現在約21万株収集している。これらを基に精度管理パネル(病院精度管理、検査キット用)、研究用パネル、創薬用パネル(新薬開発、承認等に必要パネル)の3つのパネルの作成、要求に応じた分与を計画しており、今後も薬剤耐性菌の受入れ、ゲノム解析データの創出を推進する。【厚生労働省、農林水産省】

#### 4. ワンヘルス・アプローチの推進

##### (1) 輸入動物を介した感染症の侵入防止対策

○ 輸入動物の監視強化のための対象動物・感染症の範囲や措置について点検し、必要な対応を行う。あわせて、新たな感染症の脅威が明らかとなった場合の迅速な措置を可能とする体制整備についても検討を行う。【厚生労働省、農林水産省】

○ 人獣共通の感染症について、検疫所職員を対象とした研修を実施し、事例対応能力の向上を図るとともに、動物検疫の対象となる疾病について、家畜防疫官を

<sup>46</sup> REBIND : REpository of Data and Biospecimens of Infectious Diseases

対象とした研修や検査技術の教育訓練を実施することにより、類症鑑別の能力や診断能力の向上を図る。【厚生労働省、農林水産省】

(2) 渡り鳥等の越境等により国内発生する可能性のある感染症への早期対応等

- 高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合、ウイルスの感染範囲等を把握するため以下の対応を行う。家きんにおいては、発生農場等における疫学調査や発生地周辺の野鳥の監視の強化等を行う。また、野鳥及び動物園等の飼養鳥においては、発生地周辺の渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査を実施し、野鳥の監視を強化する。【農林水産省、環境省】
- 野生鳥獣に関する感染症に関し、生物多様性保全の観点から必要なサーベイランス等を研究機関等と連携して実施する。また、公衆衛生・家畜衛生にも有用な情報がある場合は、必要に応じて厚生労働省や農林水産省等に共有を行う。【環境省】
- 家きんを対象とした高病原性鳥インフルエンザ等に係る診断能力等の強化を図るため、家畜保健衛生所に対する必要な対応を図る。【農林水産省】
- 野鳥等を対象とした高病原性鳥インフルエンザ等のサーベイランス等の体制強化を図るため、国立研究開発法人国立環境研究所等に対する必要な対応を図る。【環境省】
- 野生動物の狂犬病等の診断能力等の強化やサーベイランスの推進を図るため、地方衛生研究所に対する研修の実施等必要な対応を図る。【厚生労働省】

(3) ワンヘルス・アプローチに関する研究の推進

- 国立感染症研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、国立研究開発法人国立環境研究所の各研究機関等で連携しながら、人獣共通感染症を含め、動物が保有する病原体に関する研究が実施されており、引き続き、鳥インフルエンザウイルスを始めとした人獣共通感染症病原体のゲノム性状の解析、薬剤耐性菌の実態解明に向けた研究等において、関係機関による分野横断的な連携を推進する。【厚生労働省、農林水産省、環境省】
- 国立感染症研究所が中心となり、他省庁所管の研究機関、大学、自治体等の関係機関が連携し、動物由来感染症について包括的に、国内外の発生状況の情報収集、分析・調査研究、人材育成などを行い、得られた知見をワンヘルス・アプローチの推進に活用する。

また、地域におけるワンヘルス・アプローチを推進するため、自治体における調査研究等の取組を支援する。【厚生労働省】

○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に令和3年度に新たに設置した人獣共通感染症領域において、動物由来の人獣共通感染症病原体のデータベースを整備するとともに、これを用いた病原体早期検知のための監視手法を開発する。【農林水産省】

○ 野生動物に係る国際獣疫事務局の窓口である国立研究開発法人国立環境研究所を中心として、国内及び東アジア地域における野生動物並びにそれらが保有する病原体の時空間的分布・動態に関するモニタリング情報を、研究機関、大学等の関係機関と連携して収集し、病原体の起源及び進化と生物多様性との関連性等を解明するとともに、その成果によって、国内外の人獣共通感染症の対策等に貢献する。【環境省】

#### (4) ワンヘルス・アプローチに関する協力体制構築に向けた取組

○ ワンヘルス・アプローチの推進については、厚生労働省、農林水産省、環境省の関係省庁の連携が重要であり、現在は鳥インフルエンザへの対応や輸入動物に対する規制などの取組を行い、連携を図っている。引き続き、関係機関による分野横断的な連携を推進するほか、自治体とも緊密に連携を図り、ワンヘルスの一層の推進を図る。また、自治体において、部局を超えて防疫体制を構築するなど、自治体内での部局間の緊密な連携を図る。【厚生労働省、農林水産省、環境省】

○ ワンヘルス・アプローチを更に推進する観点から、引き続き、厚生科学審議会感染症部会や日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム等において、関係者の問題意識や協働意識の共有を図るとともに、取り組むべき課題や必要な対応・体制等について検討を行う。【厚生労働省】

#### 5. 薬剤耐性(AMR)対策の推進

○ 薬剤耐性(AMR)対策アクションプランを改定し、政府一体となって AMR 対策の推進を図る。【内閣官房、内閣府(食安)、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】

○ 抗菌薬開発に対する新たな市場インセンティブの導入を含めた、薬剤耐性(AMR)対策に資する研究開発を推進し、薬剤耐性(AMR)に関する国際的な政策の推進を主導する。【外務省、厚生労働省】



- WHO の薬剤耐性(AMR)に対する取組の支援、先進7カ国(G7)プロセスにおける薬剤耐性(AMR)の取組を更に推進する。また、国際連合食糧農業機関(FAO)、国際獣疫事務局(WOAH)及び国際連合環境計画(UNEP)、並びに世界抗結核薬基金(ストップ結核パートナーシップ)、グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ(GARDP)拠出金及びパンデミック基金等の国際的イニシアティブによる薬剤耐性(AMR)に対する取組への支援又は貢献を行うことで、先進国間における国際連携を強化するとともに、ストップ結核パートナーシップや GARDP に対する拠出を通じて、国際的な議論を主導する。【外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省】

以上